

金売買にかかる税制改正のお知らせ

平成23年度税制改正により

「金地金（きんじがね）等の譲渡の対価にかかる支払調書制度」が創設されました

平成23年度税制改正により、「金地金等の譲渡の対価にかかる支払調書制度」が創設されましたので、概要等についてお知らせいたします。

金地金を保有のお客様や当行に保護預りされているお客様につきましては、金地金売却の際、ご留意願います。

《ご注意》当行では、金地金の売買を取扱っていますが、当行が買取る金地金は、当行販売分に限ります。また、ご購入の金地金について、お客様にお引渡しする方法と当行で保護預りする方法があります。

「金地金等の譲渡の対価にかかる支払調書制度」の概要

平成24年1月1日以降、金地金等（金地金・白金地金・金貨・白金貨）の200万円を超えるお客様の売却（銀行等の買取）について、銀行等の支払業者は、売却されるお客様の本人確認を行うとともに、お客様の住所・氏名、支払金額、支払日等を記載した「支払調書」を作成のうえ、所轄の税務署へ提出することが義務付けられました。

金売却益にかかる税金について

通常、個人のお客様が金を売却して得た利益は、「譲渡所得」となります。譲渡所得には、年間50万円の特別控除がありますので、金の売却益とその他の譲渡所得が50万円を超えた金額が課税対象になります。

また、保有期間が5年以内の売却益は「短期譲渡所得」、5年を超える場合の売却益は「長期譲渡所得」となり、課税される金額の算出方法が異なります。

短期譲渡所得（購入後5年以内で売却した場合）

課税短期譲渡所得 = 売却益 - 50万円

長期譲渡所得（購入後5年を超えて売却した場合）

課税長期譲渡所得 = (売却益 - 50万円) ÷ 2

《ご注意》

譲渡所得は自己申告ですので、確定申告の時期に、お客様ご自身で所轄の税務署に申告する必要があります。

他の譲渡所得と合わせて損益通算することができますが、取引の状況によっては「雑所得」または「事業所得」となる場合がありますので、詳細は所轄の税務署にご確認ください。

詳しくは、お取引店にご確認ください。

山口銀行
(平成23年12月現在)